

# 1-11 服務規律の確保に係る対策等について

	県市名	これまでの服務規律の確保に係る対策
01	北海道	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懲戒処分を受けた学校職員に対する服務指導の実施(H21.9.10)</li> <li>交通違反・事故、体罰で懲戒処分を受けた職員に対し、懲戒処分の重要性について認識を育むとともに、処分に対する自覚や意識改革を図り、不祥事の再発を防止するために、市町村教育委員会又は校長から処分後に服務指導を行うこととした。</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校教職員向けのリーフレットの作成・配付(H22.11.30)</li> <li>「教職員の服務規律等の実態に関する調査」結果を踏まえ、服務規律の確保や長期休業中の校外研修の取扱い、国旗・国歌の取扱いなどの適切な実施に向けた啓発リーフレットを作成・配付した。</li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不祥事防止を呼びかける教育委員連名による緊急メッセージの作成・配付(H23.12.13)</li> <li>不祥事の未然防止のために、教育委員連名による緊急メッセージを作成・配付した。</li> <li>交通違反・事故防止の取組</li> <li>学校職員の交通違反・事故発生状況や特に注意が必要なポイントについて通知した。(毎月)</li> </ul>
02	青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に市町村教育委員会教育長及び県立学校長あてに服務規律の確保を要請する通知を发出している。</li> <li>重大な非違行為が発生した際には、その都度、市町村教育委員会教育長及び県立学校長あてに服務規律の確保を要請する通知を发出している。</li> <li>校長研修講座、教頭研修講座、初任者研修講座等の各種研修講座において、県教育委員会事務局職員が服務規律について講義を行っている。</li> <li>また、平成20年度に「教職員の非違行為根絶のために一研修用資料一」を、平成22年度には「教職員の非違行為根絶のために一研修用資料一飲酒運転防止編」を作成し、学校職員の研修用資料として活用させている。</li> </ul>
03	岩手県	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「懲戒処分等の標準処分例」及び「道路交通法違反関係職員懲戒処分等基準内規」の一部改正</li> <li>平成21年6月1日の道路交通法施行令の改正により基礎点数の大幅な引き上げられたこと、及び飲酒運転(酒酔い運転及び酒気帯び運転)が後を絶たず発生していることを踏まえ、飲酒運転に対する厳罰化を行った。</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「コンプライアンス・マニュアル」の一部改正</li> <li>不祥事事例集との統合、及び策定から4年経過したことから、内容の見直しを図った。</li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス職場研修の実施に関する通知を发出し、年2回のコンプライアンス職場研修の実施、毎月のコンプライアンスの取組の充実等を促し、年度末に実施報告書を提出させた。</li> <li>※ 東日本大震災津波の被災に配慮し、段階的実施とした。</li> <li>平成23年5月から9月に全ての県立学校(77校)を訪問し、不祥事未然防止に向けた講話を実施した。</li> <li>コンプライアンス職場研修資料の改訂</li> <li>事例の更新、検討の視点の追加を行った。</li> <li>懲戒処分等の標準処分例の改訂</li> <li>悪質な体罰、セクハラに対する厳罰化を行った。</li> </ul>
04	宮城県	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常行っているもの(22、23年度も同様)</li> <li>各種会議(校長会、教育事務所長会議など)で服務規律確保の指示</li> <li>毎年年末に、綱紀肅正の通知を发出</li> <li>職員の処分があった都度、再発防止の徹底について通知を发出</li> <li>被処分者への事後指導(平成18年度から。レポートの提出等)</li> <li>「服務指導資料」の作成・配布</li> <li>各階層の研修で、服務規律の確保について講義</li> <li>市町村教育委員会に対して、セクハラ防止に係る要綱の制定(制定済みでも見直しが必要と思われる場合は見直し)を依頼(6月)</li> <li>県立学校長に対して、服務規律の徹底に向けた職員会議開催と学校独自のセクハラ防止マニュアル作成を指示(8月)</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会教育長・公立学校長臨時会議を開催し、服務規律の徹底を図った。(5月)</li> <li>教育長通達を发出(10月)</li> <li>職場討議、宣誓書の作成・掲示の指示、教育長からのメッセージ</li> <li>学校運営支援チームを設置し、不祥事対策を推進(12月から)</li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の研修会に加え、20年経験者研修、小中新任教務主任研修、新任教頭研修、新任校長研修でも服務規律の確保について講義</li> <li>『「風通しのよい職場づくり」に向けた取組について」(通知)を发出(8月)</li> <li>主な内容は、パワー・ハラスメントの防止について</li> <li>交通事故発生状況通知发出(11月から)</li> <li>「東日本大震災にかかる義援金等の取扱いについて」(通知)を发出(11月)</li> <li>服務指導資料の改訂</li> <li>小中高特中堅研修の資料改訂、事例演習を追加</li> <li>総合的な懲戒処分原案の基準の作成(平成24年4月1日施行)</li> <li>ハラスメントの防止等に関する要綱の作成(平成24年4月1日施行)</li> </ul>
05	秋田県	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年6月、懲戒処分事例集「教職員の不祥事発生防止に向けて」を作成し、県立学校や市</li> </ul>

		<p>町村教育委員会等に対し、教職員への配布を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒事案等の発生時に、各学校や関係機関に対し、服務規律の保持に関する通知を发出。</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒気帯び運転事案への対応として、平成22年5月13日付けで「教職員事故事例集」を提供し、各教育事務所・出張所及び各市町村教育委員会に対して、教職員事故の防止に向けた教職員一人一人に応じた具体的な取組を要請。</li> <li>・平成22年7月に「飲酒運転防止マニュアル」を作成し、県立学校や市町村教育委員会等に対し、教職員への配布を依頼。</li> <li>・着服事件、不適切会計処理事案への対応として、平成23年1月6日に小・中学校長等緊急会議を開催し、県内各市町村教育委員会担当者及び市町村立小・中学校長等を招集。学校における会計管理等に関する研修を行い、学校会計に係る教職員の不祥事防止に向けた管理体制の確立を依頼。</li> <li>・懲戒事案等の発生時に、各学校や関係機関に対し、服務規律の保持に関する通知を发出。</li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒気帯び運転への対応として、平成23年6月に、全小・中学校教職員にアルコール検知器の活用状況に関するアンケートを実施。活用の促進と実態を把握。</li> <li>・酒気帯び運転による摘発、逮捕事案が連続して2件発生したことを受け、平成23年9月に緊急高等学校校長会議を開催し、不祥事防止に向けた指導の徹底を図るとともに、不祥事防止に関する校内研修の実施と報告を指示。</li> <li>・平成23年11月、各市町村教育委員会を通じて各小・中学校に不祥事防止のための校内研修資料「不祥事防止はみんなの手で！」を配布し、実効性のある研修の実施を依頼。</li> <li>・懲戒事案等の発生時に、各学校や関係機関に対し、服務規律の保持に関する通知を发出。</li> </ul>
06	山形県	<p>【定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間における時節に応じた「綱紀肅正」についての通知等</li> <li>・不祥事防止のための校内研修資料の作成と全校への配布（～22年度）</li> <li>・信頼される学校教育を推進するためのチェックシートの定期的な活用（～22年度）</li> <li>・新採管理職研修における指導</li> <li>・臨時教員等服務研修会における指導</li> <li>・新採教職員や10年経験者等、各種研修会での指導</li> <li>・懲戒処分の周知等、校長会や教頭会での指導</li> <li>・セクハラパンフレットにバウハラを加えた改訂版の作成・配布、職員用イントラネットへの掲載（22年度～）</li> <li>・交通事故・違反の防止に向けた取組事例の情報交換（教育事務所間）</li> <li>・「信頼される学校教育を推進するために～管理職等のための『校内研修活用資料』～」の作成・配付（23年度～）</li> <li>・「信頼される教師・学校をめざすチェックシート」の作成・配付（23年度～）</li> </ul> <p>【懲戒処分の度に実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起の通知や連絡</li> </ul>
07	福島県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 服務倫理委員会への支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県服務倫理対策委員会の活性化</li> <li>(2) 域内(地区)服務倫理対策会議に対する支援</li> <li>(3) 学校服務倫理委員会への支援</li> </ol> </li> <li>2 不祥事防止に向けた冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」及び不祥事防止のためのチェックシートの活用促進</li> <li>3 校長を対象としたマネジメント講座の実施(H23年度見送り)</li> <li>4 教職員を対象とした服務倫理研修の一層の充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 8月に開催される県立学校教育課程講習会において全県立学校教員に対し不祥事防止についての指導を行った。</li> <li>(2) 特別支援学校新教育課程説明会での講話(H23.7.26 27 28)</li> <li>(3) 常勤講師臨時研修会 H23.12.20 21 22(県内各地区)</li> </ol> </li> <li>5 道路交通法違反関係教職員の懲戒処分等に関する基準の厳罰化の周知</li> <li>6 教職員の不祥事防止についての通知発遣 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定例教育委員会後に、処分に関する通知を各県立学校、各地教委に発遣。</li> <li>(2) 平成22年10月15日には教育長メッセージ「教職員のみなさんへ」を全県立学校教員に電子メールで送信し、教育事務所を通し各地教委にも通知として発出した</li> <li>(3) 統一地方選挙に際し平成23年2月「教職員の選挙運動の禁止について」を各所、各県立学校に通知。さらに教育事務所を通し各地教委にも通知。</li> </ol> </li> <li>7 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 7月と12月の年2回「職員の服務規律の厳正な保持について」を各所に通知発遣</li> <li>(2) 県立学校教頭会総会、小中学校校長会役員会、町村教育長理事会、県立校長協議会理事会、高等学校支部校長会、県立校長協議会理事会、県中学校長会研究協議会、都市教育長協議会、特別支援学校校長会等において教育長が不祥事防止についての指導を行った。</li> </ol> </li> </ol>
08	茨城県	<p>【義務】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3ない運動(体罰・飲酒運転・セクハラ)の推進、不祥事の未然防止に向けた事故事例集を活用した校内研修の実施等により、教職員一人一人の意識啓発を図っている。</li> <li>② 学校長会議、市町村教育長会議等を通じて指導の徹底と意識啓発を図っている。</li> <li>③ 教職員の事故防止について定期的に通知を发出し、発生した事故事例に基づく再発防止策について周知徹底を図っている。</li> </ol> <p>【県立】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成22年6月9日付保体第461号「部活動における適切な指導について」を市町村教育長や各校長等に通知した。</li> <li>② 県立高等学校へは、校長面談において、体罰や暴言等の禁止を職員に周知徹底するよう指示した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度：平成21年6月3日・4日</li> <li>・平成22年度：平成22年6月3日・4日</li> </ul> </li> </ol>

		<p>・平成23年度：平成23年6月2日・3日</p> <p>③ 年2回の「全県 校長会」(4月, 8月), 年3回の「全県副校長並びに教頭会」(5月, 8月, 11月)において, 服務規律の確保について周知徹底するよう指示した。 ※ 毎年実施している。</p> <p>④ 平成23年6月30日付け高教第532号「教職員の服務規律の徹底について」を市町村教育委員会教育長や各学校長に通知した。</p>
09	栃木県	<p>①平成21年4月「栃木県教職員懲戒処分の基準」を一部改正し, より厳格化した。内容としては、「(1)わいせつ行為は同意の有無を問わない。(2)体罰が常習的である場合、及びセクハラ行為が繰り返しの悪質なものである場合は処分量定を厳格化し, 免職の範囲を拡大。(3)個人情報の紛失等の新設。」により, 非違行為の抑制効果を高め, 教育に携わる者としての一層の自覚を求めた。</p> <p>②平成24年3月「本県教職員の不祥事の撲滅を目指して(改訂版)」を作成し, 全校に配付するとともにホームページにも掲載した。本県の具体的な処分事例について分析・検討したものであり, 服務に係る校内研修の資料として活用されている。</p> <p>③夏季休業前、年末前、学年末前に「教職員の服務規律の確保について」を各学校に通知。また、夏季休業前、年末前に10日間「服務規律強化旬間」として期日を指定し、通知と共に送付した研修資料を活用し、各学校で独自の研修を実施し、改めて服務の徹底を図っている。</p> <p>④教職員の研修会等において服務に関する講話等の研修を実施。管理職員の会議等において服務規律徹底の依頼。</p> <p>⑤上記の他、懲戒処分の発生等を受け、必要に応じて、服務規律確保のための通知を各校に発送。</p>
10	群馬県	<p>○ 6月、12月、3月の長期休業前に、市町村教育委員会及び県立学校長あてに、「教職員の服務規律の確保等について(通知)」を発送し、学校における服務規律の確保及び適正な勤務管理について重点指導を行っている。</p> <p>○ 毎年4月に、全市町村立小学校・中学校及び特別支援学校長会議を開催し、体罰の根絶や個人情報の適正管理等、服務規律の徹底について全学校長へ指導している。</p> <p>○ 毎年4月に、市町村教育委員会及び県立学校長あてに、「セクシャルハラスメント110番について(通知)」を発送し、啓発と問題の未然防止を図っている。</p> <p>○ 毎年11月に、市町村教育委員会及び県立学校長へ「教職員による注意を要する行為の調査(アンケート調査)」の実施を依頼し、教職員への注意喚起を行っている。</p> <p>○ 各学校において、服務規律に係る校内委員会を設置し、全校体制での取り組みを図っている。</p> <p><b>【21～22年度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年7月及び平成22年6月に、衆議院議員選挙に伴い、「教職員等の選挙運動の禁止等について(通知)」を発送し、指導の徹底を図った。</li> <li>・平成22年1月に、教職員による交通事故の多発を受け、「交通事故・交通違反の防止について(通知)」を発送し、教職員としての自覚と交通ルールの遵守を徹底した。</li> <li>・平成22年7月に、「体罰に関するガイドライン」を作成し、体罰を根絶するとともに教職員が適切な指導に取り組めるよう共通理解を図った。</li> <li>・平成22年10月及び平成23年4月に、個人情報に関する懲戒処分等を受け、「学校における個人情報の管理について(通知)」を発送し、指導の徹底を図った。</li> </ul> <p><b>【23年度～】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年7月には、「USBメモリによる個人情報の管理について(通知)」において、特にUSBメモリに限定し、情報管理規定の再確認や情報の暗号化、パスワード設定等、具体的に指導した。</li> <li>・平成24年4月に、「教職員の交通事故の防止及び飲酒運転の根絶について(通知)」を発送し、教職員の交通事故の未然防止に向けて指導を徹底した。</li> </ul>
11	埼玉県	<p><b>【県立高校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○服務規律の確保に係る通知(毎年・随時)</li> <li>○校長会議等における指示(毎年)</li> <li>○倫理確立委員会の全校設置(毎年)</li> <li>○教職員事故防止強化月間(毎年10月～11月) 研修資料の提供、研修報告提出指示</li> <li>○「教育長メッセージ」「不祥事防止の行動指針」をホームページ上で発信(平成22年10月)</li> <li>○年次研修や臨時的任用職員研修における人事担当課職員による講義(平成23年度)</li> <li>○初任者及び臨時的任用職員に対する校長からの個別指導(平成23年度)</li> </ul> <p><b>【小中学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員事故防止強化運動(平成19年度から実施) 運動期間 10月1日～11月30日 各学校において校内研修会等の取組の実施、報告 不祥事防止チェックポイントの配布 教職員事故防止取組事例集の配付</li> <li>○教職員の不祥事防止に関する教育長メッセージ 平成22年12月24日 埼玉県教育委員会ホームページに掲載 「不祥事防止の行動指針」掲載</li> <li>○不祥事防止に向けた取組状況調査 平成24年1月13日付通知 平成24年1月16日～2月10日に実施した取組の調査</li> <li>○服務規律の確保に係る通知の発出(平成21・22年度略)</li> <li>平成23年5月31日「教職員の不祥事防止の徹底について(通知)」</li> </ul> <p><b>【わいせつ行為】</b></p> <p>平成23年10月18日「教職員の不祥事防止の徹底について(通知)」</p> <p><b>【覚せい剤所持等】</b></p> <p>平成23年11月21日「教職員の不祥事防止の徹底について(通知)」【理事故】 平成23年12月21日「教職員の不祥事防止の徹底について(通知)」</p> <p><b>【酒気帯び運転】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時的任用教員研修会での講義 「不祥事防止について」</li> <li>○初任者研修での講義 「教員としての心構えー児童生徒に対する体罰の厳禁と懲戒ー」</li> </ul>

		<p>○市町村教育長研究協議会、校長会議などの場における注意喚起等 ○全校に教職員倫理確立委員会を設置し、研修を実施</p>
12	千葉県	<p>1 一般的な取組</p> <p>平成21年12月 県立学校モラルアップ委員会代表者会議開催 ・県立高校2校の委員会活動の活動報告とロールプレイングを実施した。(平成20年度以降、毎年実施)</p> <p>平成22年 1月 セクシュアルハラスメント実態調査 ・すべての県立学校の生徒及び職員を対象に平成17年度から、毎年実施している。 ※平成20年度からは中学生にも実施するよう市町村教委へ依頼した。</p> <p>平成22年 6月 不祥事防止に係るセルフチェックの実施 ・県立学校の全職員に対し、「不祥事根絶パンフレット」に記載の「セルフチェック」を実施し、校長による実施確認の面談を行った。</p> <p>平成22年 7月 臨任職員に対する不祥事根絶研修会の実施 ・県立学校に勤務するすべての臨任講師を集め、不祥事根絶にかかる研修を実施した。(以降毎年実施) また、教育事務所(市町村教委)に対し、小中学校の臨任職員に対しても同様の研修を依頼した。</p> <p>平成23年11月 「不祥事防止のための校内研修の手引き」の作成 ・「不祥事根絶パンフレット」、「生徒指導の充実のために」等の手引きを作成して各学校に配布し、職員参加型の校内研修の実施を求めた。</p> <p>平成24年 2月 小学生向け(セクハラ調査)「学校生活アンケート」実施 ・小学校高学年(5、6年生)を対象に実施するよう市町村教委へ依頼した。</p> <p>平成24年 2月 不祥事防止のための追加的措置の策定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教育長の緊急映像アピールを県HPで公開。</li> <li>② 不祥事防止リーフレット(わいせつ・セクハラ、体罰、薬物防止)の作成。</li> <li>③ 不祥事が発生した学校の県立学校長または各市町村教育委員会に対し、原因の分析、再発防止策の報告を求める。</li> <li>④ 「職員の懲戒処分等に関する公表基準」を改正し、市町村立学校は市町村名、県立学校は学校名を原則公表することとした。</li> <li>⑤ 「職員の綱紀の肅正及び児童生徒に対するわいせつ・セクハラ事故の根絶を図るための生徒指導上の留意点について」を通知。</li> <li>⑥ 「不祥事根絶にかかる校内研修の実施について」を通知し、緊急のモラルアップ委員会の開催及びわいせつ・セクハラ、体罰に係る校内研修の実施と報告を求める。</li> <li>⑦ 県立学校長及び市町村教育委員会に対する啓発。</li> <li>⑧ すべての教職員が外部研修等において、毎年1回以上不祥事に関わる研修を受けるよう徹底する。</li> </ol> <p>2 懲戒処分案別の取組</p> <p>(1) わいせつ・セクハラ関係 ・生徒用セクハラ啓発リーフレット「なくそう！セクハラ2」の作成、配付(H22.12)</p> <p>(2) 個人情報関係 ・リーフレット「児童生徒の個人情報を守りたい」の作成、配付(H23.2) ・情報セキュリティ対策セルフチェックの実施(H23.4) ・業務で使用する外部記憶媒体の一斉点検(H23.4)</p>
13	東京都	<p>・教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の公表(平成21～23年度) ・教職員の服務の厳正に係る通達(平成21～23年度) ・服務事故防止月間の実施(平成21～23年度) (服務事故防止キャンペーン、都内全公立学校における悉皆の校内服務事故防止研修の実施、全教職員の自己点検活動)</p> <p>・個人情報の紛失事故については、上記服務事故防止月間において、毎年度重点研修内容として取り上げ、事故防止の意識向上を図っている。</p> <p>・所管課による都内公立学校管理職向けの通信の発行(平成21～23年度) (服務事故防止に向けた情報提供及び教職員への啓発・指導の一助とするもの)</p> <p>・都立学校全教職員個人端末への服務事故防止啓発用メールの送信(平成22～23年度)</p> <p>・都立学校全教職員個人端末への処分発令内容に関する情報提供(平成22～23年度)</p>
14	神奈川県	<p>神奈川県では、神奈川県職員等不祥事防止対策条例に基づき、不祥事を防止することを目的とする研修や点検を実施している。また、神奈川県教委では、独自に「不祥事ゼロ運動」にも取り組み、全職員が参加する中で「不祥事ゼロプログラム」を各所属が毎年策定し、実施</p> <p>・検証を行い、不祥事の根絶に向け、継続して取り組んでいる。</p> <p>(1) 県教育委員会としての取組み</p> <p>・不祥事防止会議の開催 前年度の「不祥事ゼロプログラム」の取組状況に対する検証結果を踏まえ、教育委員会全体の取組方針を決定し、必須事項を含む課題を提示し、各所属の取組みを促した。</p> <p>・不適正経理再発防止研修の実施 平成21年度に全庁的に発覚した不適正な経理処理を二度と発生させないため、全ての所属長を対象とする特別研修を実施した(H22.4～5月)。</p> <p>・所属研修会への支援 総合教育センター等から講師派遣等を行い、各学校が実施する研修の支援を行った。</p> <p>・「職員啓発資料」の作成、配付 各所属における研修等に活用できるよう、チェックリストのついた資料を作成し、配付した。</p> <p>・「所属長点検シート」の作成、配付 所属長自身が、情報セキュリティ等の職場の不祥事発生リスクや業務執行体制を把握するための自己点検を実施した。</p> <p>・調査・指導の実施 県立学校等に対して、行政事務調査、財務事務調査、入学者選抜実施状況の調査・点検等</p>

		<p>を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会との連携 県教育委員会が発出した通知、資料等を県教育事務所を通じて情報提供した。</li> </ul> <p>(2)各所属の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「不祥事ゼロプログラム」の策定 各所属では、毎年度、所属の実情に応じた課題を抽出し、課題ごとの目標設定、目標達成の行動計画を定める「不祥事ゼロプログラム」を策定し、実施するとともに、その検証を行った。また、計画と検証結果をホームページで公表した。</li> <li>・所属研修会の実施 全所属で不祥事防止研修会を実施した。また、県立学校では外部講師等による研修会を年1回以上実施した。</li> <li>・所属長による不祥事根絶メッセージの発信 所属長などの管理職が、不祥事防止にかかる主要な項目について、月1回以上、直接職員に語りかけ、職員の意識改革に継続して取り組んだ。</li> <li>・他所属訪問の実施 管理職が他所属を訪問し、不祥事防止対策の確認をするとともに、気づいた点などを相互の所属の対策に役立てた。</li> </ul>
15	新潟県	<p>【教育委員会全体の取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毎年7月と2月に、非違行為の根絶及び服務規律の確保について(通知)を発出した。</li> <li>2 毎年7月に、「教育月報」(教育委員会の刊行物)で職員の非違行為の具体的内容や処分例を紹介し注意を喚起した。</li> <li>3 毎年、教職経験者研修、初任者研修、新任副校長・教頭研修会、新任校長研修会等において、非違行為の防止のための指導を徹底し、規範意識の高揚を図った。</li> <li>4 非違行為が発生し、懲戒処分を行った直後に、毎回全ての県立高等学校・県立中等教育学校長及び市町村教育委員会に対し通知を出し、職員の注意を喚起し自覚を促した。</li> </ol> <p>【義務教育関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年11月20日 各学校における「飲酒運転の根絶に関する計画書」の点検を求め、その結果を報告させた。</li> <li>2 平成23年9月21日 各学校に非違行為根絶のための研修会の実施を求め、実施した研修内容と非違行為根絶計画の見直しの事項を報告させた。</li> <li>3 平成24年2月22日 非違行為根絶のための緊急代表校長会の開催し、各学校に周知を図った。 ・非違行為発生の現状報告と指導 ・代表校長による非違行為根絶の取組について実践発表 ・校内研修資料の配付と説明</li> </ol> <p>【高校教育関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年12月、飲酒運転根絶に向けての取組を強化し、各学校において、教職員一人一人の意識改革を図るため、飲酒運転根絶計画書の再点検を行うとともに、飲酒運転根絶校内研修会を開き、具体的な行動計画を策定した。また、各学校の情報セキュリティの自己点検を実施し、「自己点検集計表」を報告させるなど個人情報流出防止に向けた取組を行った。</li> <li>2 平成22年6月、全ての県立高等学校・中学校・中等教育学校において事例研修を実施するよう指示し、その結果を報告させるなど、非違行為根絶に向けた取組を行った。</li> <li>3 平成23年2月、「非違行為の根絶及び服務規律の確保に係る緊急公立学校長会議」を開催し、教育長が直接訓示をすることにより、非違行為の根絶について強く指導した。</li> </ol>
16	富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型連休中、年末年始等における交通事故、違反防止の啓発通知の発出</li> <li>・交通安全講習会の開催(毎年8月)</li> <li>・学校事務職員を対象とした会計事務研修会の開催(隔年実施、H21.8、H23.8)</li> <li>・管理職を対象とした倫理研修会の開催</li> </ul>
17	石川県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 例年5月に開催している新任校長研修・初任教頭研修で、服務規律確保について指導している。</li> <li>2 例年4月に開催している県立学校長会議において、服務規律確保について、注意喚起している。</li> </ol>
18	福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、初任者研修、新任管理職研修において、服務規律の確保に係る研修を実施</li> <li>・市町教育長会議、県立学校校長会等において、服務規律の確保について周知徹底</li> <li>・ハラスメント防止指針を改正し、パワーハラスメント等も含めた「ハラスメントの防止に関する指針」を策定(H22.4試行、H22.7正式実施)</li> <li>・「ハラスメントの防止に関する指針」の周知徹底を図るため、リーフレットを作成し、各学校に配付(H22.8作成・通知)</li> </ul>
19	山梨県	<p>【21年度】</p> <p>4月6日 「交通事故・違反の根絶に向けた取組みについて」通知</p> <p>6月19日 「教職員の綱紀の保持について」通知</p> <p>7月6日 「教職員の綱紀の保持等について」通知</p> <p>7月8日 「教職員等の選挙運動等の禁止について」通知</p> <p>7月28日 「教職員等の選挙運動等の禁止について」通知</p> <p>7月29日 「教職員の綱紀の保持について」通知</p> <p>8月28日 「教職員による不祥事の再発防止について」通知</p> <p>2月2日 「学校現場セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための取組みについて」通知</p> <p>3月30日 「職員の服務規律の確保について」通知</p> <p>【22年度】</p> <p>4月7日 「交通事故・違反の根絶に向けた取組みについて」通知</p> <p>4月15日 「教職員等の選挙運動等の禁止について」通知</p>

		<p>6月 4日 「教職員等の選挙運動の禁止について」通知  6月 22日 「教職員等の選挙運動の禁止について」通知  7月 2日 「職員の服務規律の確保等について」通知  7月 23日 「教職員の飲酒運転根絶のための取り組みについて」通知  8月 25日 「教職員の綱紀の保持について」通知  「綱紀の保持に係る教職員への指導の徹底について」通知  12月 1日 「職員の服務規律の確保等について」通知  2月 23日 「教職員等の選挙運動の禁止等について」通知  3月 7日 「教職員の服務規律の確保等について」通知</p> <p>【23年度】  4月 6日 「交通事故・違反の根絶に向けた取り組みについて」通知  7月 11日 「教職員の服務規律の確保等について」通知  11月 21日 「不祥事根絶に向けた取組み」通知  12月 12日 「教職員の服務規律の確保等について」通知  12月 28日 「教育職員に係る懲戒処分等の状況、服務規律の確保及び教育職員のメンタルヘルスの保持について」通知  3月 19日 「教職員の服務規律の確保等について」通知</p> <p>※ 取り組み等  『信頼される教職員であるために遵守すべき事柄』の作成 (H21.8)  管理主事による直接指導(学校訪問時及び職員との面談)  校長研修や教頭研修などでの指導  県下一斉緊急職員会議の開催(H22.8 飲酒運転の根絶)  緊急教育委員長・教育長会議の開催(H22.9.3)  学校長による教職員との面談による指導の徹底(服務全般)  飲酒運転根絶に向けた取り組み事例集作成・配付(H22.12.3)  地教委連理事会で職員の服務規律の確保等について依頼(H23.1.26)  緊急小中学校校長会議の開催(H23.12.7)</p>
20	長野県	<p>① H23.3:「懲戒処分等の指針」の一部改正  指針の一部改正により、児童生徒に対するわいせつな行為や体罰といった非違行為の態様を整理してわかりやすく示し、当該行為の防止・抑止を図った。</p> <p>② H23.12:「体罰の根絶に向けた教職員向けメッセージについて」の通知  教職員一人ひとりが自己の指導のあり方などを振り返る機会となるよう、全教職員あてのメッセージを作成、配付し、体罰の発生防止を図った。</p> <p>③ 年度当初に、新規採用職員の服務宣言書の作成、新年度職員会で服務規律の読み合わせ、確認全職員による交通安全、体罰防止等の宣言書の作成</p> <p>④ H24.1:「パワー・ハラスメント防止マニュアル」の策定  当マニュアルを策定し、各学校における研修等に活用することにより、教職員のパワー・ハラスメントの理解促進及び発生防止を図った。</p> <p>⑤ H24.2:「体罰根絶のためのセルフチェックシート」の配布  職員会議等を通じて当シートによる自己チェックを行わせることにより、体罰の発生防止を図った。</p> <p>⑥ 市町村教育委員会に、教職員の綱紀の肅正及び服務規律の確保について周知徹底を図るように、年度はじめ、年度途中で以下の内容で通知を出している。  ・児童生徒に対するわいせつ行為や体罰の厳禁  ・酒気帯び運転やスピード違反等の非違行為防止  ・中学校における部活動の適正な実施（体罰の厳禁、事故防止）</p> <p>⑦ 20年度に策定した「セクハラ防止マニュアル」を活用した校内研修会を、新学期早々、全学校で実施するように校長に要請した。</p> <p>⑧ スクールセクハラの子童・生徒や保護者の相談窓口の周知と、校内での明確な位置づけをするよう校長に要請した。</p>
21	岐阜県	<p>○年4回開催される校長会議(県立学校、私立高等学校)において、服務規律の徹底を指示している。</p> <p>○各種会合において、具体的な事案を通して不祥事等防止に対する意識化を行っている。</p> <p>○以下の文書を出し、綱紀の保持及び服務規律の徹底を図っている。  ・綱紀の厳正な保持について(H21.12月)  ・倫理観の高揚及び服務規律の徹底について(H22.7月)  ・綱紀の厳正な保持について(H22.12月)  ・統一地方選挙における職員の服務規律の確保について(H23.3月)  ・職員のサービスの徹底について(H23.9月)  ・綱紀の厳正な保持について(H23.12月)  ・飲酒運転根絶の徹底について(冊子の配布も実施)(H24.3月)</p>
22	静岡県	<p>&lt;全般的な取組&gt;  ・綱紀の厳正保持及び交通安全意識等の徹底について(通知)年2回  ・市町教育委員長・教育長会、公立小・中学校長会等において、処分等の状況や綱紀の厳正・不祥事の根絶等について重ねて指導を実施  ・PTA等外部からの意見を聞く会等の研修の実施について指導  ・管理職研修会の悉皆研修会で不祥事根絶に関する講義を実施  ・初任者研修、5年・10年研等での不祥事根絶に係る講義を実施  ・セクシュアル・ハラスメント相談員を活用した校内相談体制の整備  ・不祥事根絶に係る校内研修実施報告及びセクシュアル・ハラスメント相談実績報告の提出  ・管理職による年2回以上の個人面接の実施  ・通報制度の周知  ・懲戒処分の公表通知文及び事案に係る指導通知を发出  ・臨時的任用職員研修会を開催。不祥事に関する事例等を通して公務員の倫理観等についての講義を実施。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員への携帯カード「信頼にこたえる 不祥事根絶のための行動規範」の配布</li> <li>・「USBメモリ等可搬記録媒体の持ち出し簿」の全校作成と厳正管理及び管理主事学校訪問時の持ち出し簿の点検</li> <li>・不祥事根絶振り返りアンケートや不祥事根絶のための確認事項(チェックシート)の配布とその活用を指導</li> <li>&lt;23年度の新たな取組&gt;</li> <li>・6月 研修用資料「信頼にこたえる」改訂版を学校に配布</li> <li>・6月 懲戒処分の公表基準を改定</li> <li>・9月 各学校において、セクハラ・わいせつ行為根絶に特化した校内研修会の実施</li> <li>・9月 各学校において、9月～24年1月までの期間について、不祥事根絶取組計画を立案し、その計画に則った研修の実施(1月に報告提出)</li> <li>・11月 不祥事根絶委員会を立ち上げ、過去の不祥事の分析と今後の対策の検討(24.2までに6回の会議を開催)</li> <li>・11月 セクハラ防止講座の開催(県立学校職員対象)</li> <li>・11月 児童・生徒が相談しやすい体制づくりのために、学校内に配置しているセクハラ相談員の増員、校内における取組の計画や検証を行うために学校内に「校内コンプライアンス委員会」を立ち上げ</li> <li>・12月 セクハラ防止講座の開催(小中学校職員対象)</li> <li>・12月 不祥事根絶にむけて、市町教育委員会委員長、教育長連絡協議会の開催</li> <li>・24年1月 公安委員会との意見交換会の開催</li> <li>・3月 過去10年間(セクハラ・わいせつ行為については過去15年間)の県内公立学校で発生した不祥事の分析と、今後の対策等についてまとめた「不祥事根絶に向けて(報告)」を各学校に配布、公表</li> <li>・3月 「不祥事根絶に向けて(報告)」にもとづいた次年度の不祥事根絶に向けた取組についての通知を发出</li> </ul>
23	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 全般的な取組</li> <li>○ 服務規律の確保についての注意喚起。(県立学校では校長を通じ、小中学校では教育事務所及び市町村立教育委員会を通じて行った。)</li> <li>○ 交通事故の防止、非行その他の不祥事の防止、争議行為の禁止等についての教育長通知。平成21年度、22年度、23年度については次のとおり。</li> <li>H21.4.14「教育職員の不祥事防止について」</li> <li>H21.10.21「教職員の服務規律の点検と「不祥事防止チェックカード」の配布について」</li> <li>H22.2.22「教職員の不祥事防止について」</li> <li>H22.4.12「教育職員の不祥事防止について」</li> <li>H22.9.6「教職員の不祥事防止及び綱紀粛正について」(臨時県立学校長会開催)</li> <li>H22.10.22「教職員の「服務規律の自己点検月間」の実施について」</li> <li>H22.12.1「教職員の不祥事防止及び綱紀粛正について」</li> <li>H23.2.22「不祥事防止リーフレット「教職員の不祥事をなくすために」及び「不祥事を起こさないためのチェックリスト」の全教職員への配布</li> <li>H23.4.12「教職員の不祥事防止及び服務規律の徹底について」</li> <li>H23.10.20「教職員の「服務規律の自己点検月間」の実施について」</li> <li>H23.12.1「教職員の綱紀粛正について」</li> <li>H24.1.19「教職員の不祥事防止及び服務規律の徹底について」</li> <li>○ 校長会、研修会、学校訪問等あらゆる機会を利用した注意喚起</li> <li>H22.6.14・15 コンプライアンス研修(所属長研修)開催</li> <li>H23.12.16 臨時県立学校長会議及び臨時教育事務所長会議の開催</li> <li> </li> <li>* 懲戒処分事案別の取組</li> <li>○ 交通事故、飲酒・酒気帯び運転等</li> <li>・ 平成18年に懲戒処分の基準を一部改正し、飲酒教唆、幫助、同乗者規程を明文化。交通違反に対する厳正な対処。</li> <li>・ 職員の家族への呼びかけの手紙の送付(校長は職員の交通事故撲滅に向け、毎年6月と12月に実施)</li> <li>・ 所属長による、定期的な運転免許証の点検・確認。</li> <li>・ 所属長による、飲酒運転禁止の徹底。</li> <li>○ 体罰、わいせつ・セクハラ行為等</li> <li>・ 平成11年より「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、職場におけるセクハラの防止に取り組んでいる。</li> <li>○ 不正な経費処理等</li> <li>・ 職員の綱紀粛正及び愛知県立学校職員倫理規程遵守の観点から、暑中の虚礼廃止を強く求めてきた。平成21年度、22年度、23年度についての教育長通知は次のとおり。</li> <li>H21.6.5「職員の綱紀粛正及び暑中の虚礼廃止について」</li> <li>H21.12.1「教職員の綱紀の粛正について」</li> <li>H22.6.11「職員の綱紀粛正及び暑中の虚礼廃止について」</li> <li>H22.12.1「教職員の不祥事防止及び綱紀粛正について」</li> <li>H23.6.10「職員の綱紀粛正及び暑中虚礼廃止について」</li> <li>H23.12.1「教職員の綱紀粛正について」</li> </ul>
24	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業に入る前等、定期的に飲酒運転、わいせつ行為、体罰の根絶、交通事故防止などについて服務規律を徹底する旨通知を出している。</li> <li>校長会議や市町教育委員会教育長会議等、あらゆる機会を通じて周知徹底を図っている。</li> <li>懲戒処分を行った場合には、その都度事案の概要を各学校に通知し、再発防止に努めている。</li> <li>初任者研修、教職経験5年研修及び教職経験10年研修の中で、規律違反の具体的内容等を示して、服務規律確保の研修を行っている。</li> <li>管理職研修において、服務規律の確保を徹底している。</li> </ul>
25	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏季休業期間前および年末の年2回、教職員の綱紀粛正と服務規律の確保に関する通知を県立学校長および市町教育委員会教育長あてに发出するとともに、学校長や市町教育委員会管</li> </ul>

		理職等が出席する会議の場において注意喚起を行い、指導の徹底を図っている。
26	京都府	長期休暇前(H21・H22・H23)及び問題事象が起きたとき 教職員の服務規律の確保について通知 長期休暇前(H21・H22・H23) 教職員の服務規律の確保に係る贈答品等の取扱について通知
27	大阪府	○服務に関する通達 教職員の服務規律の厳正を図るため、綱紀保持の通達を年2回(7月と12月)、府立学校長及び市町村教育委員会に対して行っているほか、随時、通勤手当の認定の適正化や出勤簿の適正管理、安全運転の徹底等に関する通達を发出している。 ○「職員の懲戒処分等に関する取扱い基準」及び「大阪府教育委員会懲戒処分指針」の策定(平成22年1月) 「不祥事予防に向けて」(自己点検用チェックリスト)改訂版の作成(平成22年9月) 平成16年度に教職員の不祥事事案が急増したことから、不祥事の発生を予防し、未然防止に向けた取組みを図るため、平成17年2月に「不祥事予防に向けて 自己点検『チェックリスト・例』」(以下「不祥事予防シート」という。)を作成し、全教職員に配布。しかし、その後も不祥事は後を絶たない状況であり、また、これまで各学校において校内研修などで活用されてきたところであるが、最新の不祥事事案を掲載した改訂版作成の要望が強まっていたことから、従来の不祥事予防シートを最新の事案に改訂を行った。
28	兵庫県	年2回(夏季休業前及び年末)、市町立学校長及び県立学校長へ、服務規律の確保についての通知を行い、それらを全職員へ周知するよう指導している。その中で、体罰の禁止、個人情報の適切な管理及び交通事故の防止について指導している。 また、年1回、市町立学校長及び教頭へ、「教職員の資質向上に係る市町立学校管理職研修」を実施し、教職員の人事管理や服務規律の確保について指導及び研究協議を行っている。
29	奈良県	○綱紀の肅正、服務規律の確保を徹底させるために、県立学校長、各市町村教育委員会宛てに「綱紀の肅正等について」の通達を定期的に出し、全教職員への周知徹底を行っている。 ○小中学校については、各市町村の毎月行われる校長会等で、管理主事が「綱紀の肅正について」を読み上げ、例を示しながら服務規律の徹底を図るように指示している。
30	和歌山県	【21年度】 不祥事の未然防止のためのチェックリスト(教員用)を作成し、各学校に対して定期的に活用するよう指導(平成21年度～) 服務規律の遵守と公紀の厳正保持について、年2回、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛通知し、指導(市町立学校については、この文書をもとに市町村教育委員会が指導) 教職員の不祥事に伴う懲戒処分が行われた際には、教育長依命通達にて各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛通知し、指導(市町立学校については、この文書をもとに市町村教育委員会が指導) 人事担当者が各校を管理訪問する際にも不祥事の未然防止について校長に話し、防止取組の推進を依頼した。  【22年度】 不祥事の未然防止のためのチェックリスト(教員用)について、各学校に対して定期的に活用するよう指導した。 服務規律の遵守と公紀の厳正保持について、年2回、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛通知し、指導(市町立学校については、この文書をもとに市町村教育委員会が指導) 教職員の不祥事に伴う懲戒処分が行われた際には、教育長依命通達にて各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛通知し、指導(市町立学校については、この文書をもとに市町村教育委員会が指導)  【23年度】 不祥事の未然防止のためのチェックリスト(教員用)を改訂し、各学校に対して定期的に活用するよう指導するとともに、新たに管理職用のチェックリストも作成し、各学校に対して定期的に活用するよう指導している。 服務規律の遵守と公紀の厳正保持について、年2回、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛通知し、指導(市町立学校については、この文書をもとに市町村教育委員会が指導) 教職員の不祥事に伴う懲戒処分が行われた際には、教育長依命通達にて各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長宛通知し、指導(市町立学校については、この文書をもとに市町村教育委員会が指導)
31	鳥取県	<県立学校> ○校長会、副校長・教頭会、事務長会等、機会のあるたびに服務規律の保持について指導。(交通法規の遵守、個人情報の適正管理、職務専念義務、営利企業等従事許可、セクハラ・パワハラ行為の禁止、公金公物の取扱等)(定期的・随時に開催) ○平成21年度から、各教職員に貸与しているパソコンのネットワーク上に「不祥事防止データベース」を作成し、各県立学校において、データベースに登録された事例を用いて、校内研修や各教職員の自己研鑽ができるようなシステムを導入。(平成21年4月) ○平成21～23年度の各年度ともに各県立学校において、コンプライアンス研修を実施。  <公立学校> ○校長会、副校長・教頭会、事務長会等における服務規律の確保についての指示・連絡 ・交通法規の遵守、個人情報の適正管理(平成21年5月、8月) ・交通法規(特に飲酒運転禁止)の遵守(平成21年9月) ・服務規律の保持(平成21年12月) ・個人情報の適正管理(平成22年7月) ・交通法規の遵守、わいせつ行為を含む服務規律の徹底(平成22年8月) ・交通法規(特に飲酒運転禁止)の遵守(平成22年9月) ・窃盗事件を踏まえた法令遵守の徹底(平成23年1月) ・器物損壊事件を踏まえた法令遵守の徹底(平成23年2月) ・個人情報の管理徹底(平成23年4月、7月)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・わいせつ事件を踏まえた服務規律徹底（平成23年8月）</li> <li>・わいせつ事件、公金横領、飲酒運転を踏まえた服務規律徹底（平成23年10月）</li> </ul> <p>&lt;共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「懲戒処分等の指針」の一部改正（不適正な経理処理に係る懲戒処分等の目安を規定）（平成21年12月）</li> <li>○鳥取県教職員コンプライアンス行動指針の改正（目的の明確化、取組内容の追加等）（平成21年12月）</li> <li>○選挙の際、服務規律の確保について通知。（平成21年7月、平成23年2月）</li> <li>○懲戒処分案件等が発生した際、必要に応じて服務規律の確保について通知。（飲酒運転、強制わいせつ、準公金横領）（平成21年7月、平成22年7月、平成23年9月、平成23年11月）</li> <li>○懲戒処分の公表（県教育委員会ホームページへ掲載）（随時）</li> </ul>
32	島根県	<p>【各年度共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服務規律に関する講義・演習 <ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修 5月</li> <li>教職経験6年目経験者研修 6月</li> <li>教職経験11年目経験者研修 6月</li> <li>管理職研修 4月、7月、11月、3月</li> </ul> </li> <li>・各所属校における服務規律研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として各学期に1回ずつ講義・演習を実施</li> </ul> </li> <li>・服務規律の確保に関する通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>各長期休業前に発出</li> </ul> </li> </ul> <p>【個別の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「不祥事防止のための校内研修用事例集(増補版)」の発行 平成23年4月</li> </ul> <p>【懲戒処分を施行した際の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表資料を添えて「服務規律確保」の通知を発出</li> <li>・不祥事を起こした教職員に対する継続的な事後指導(小中学校)</li> <li>・不祥事を起こした教職員に自己振り返りのための反省文を課す(県立学校)</li> </ul>
33	岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年、管理職研修や経験年数別研修、新任常勤講師研修などにおいて服務規律の確保について講義を行っている。</li> <li>○服務上、気になる事案があれば、電子メールでタイムリーに情報提供をして、管理職が教職員へ効果的に指導できるよう、注意喚起を図っている。</li> <li>○不祥事防止チェックリスト(管理職用、教職員用)を作成、配付し、不祥事防止のための注意喚起を行った</li> <li>○校内研修のための研修資料を平成24年3月に配付し、管理職研修等で効果的な活用を促している。</li> </ul>
34	広島県	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月 教育委員会事務局と各学校に「体罰、セクシュアルハラスメント相談窓口」を設置</li> <li>平成21年6月 「不祥事根絶対策専門家会議」を設置</li> <li>平成21年12月 「不祥事根絶対策専門家会議」より提言「信頼される学校・教職員であるために～教職員の不祥事根絶に向けての提言～」を受ける</li> <li>平成21年12月 各学校に不祥事防止に関する校内組織の設置を通知</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年12月 研修資料「教職員による不祥事の根絶－信頼され続ける教職員であるために－(改訂版)」を作成、配付</li> <li>平成23年3月 「不祥事防止のための緊急アクション」を発出</li> <li>平成23年3月 教育委員長緊急アピール発出</li> </ul>
35	山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度、綱紀保持全般に係る研修資料を新たに作成して全教職員に個別配付し、校内研修の充実を図っている。</li> <li>・市町教育委員会とも連携し、全学校における綱紀保持に係る校内研修の取組状況等について、確認調査を定期的に行っている。</li> </ul> </li> <li>○事案別の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22、23年度、定例に加えて、臨時の県立学校長会議や市町教育委員会学校教育課長会議を開催し、飲酒運転根絶のための取組の強化を指導し、徹底を図った。</li> <li>・平成22年度、飲酒運転根絶に向けて、県教育委員会教育長の緊急メッセージを全教職員に配付し、自覚の喚起を図った。</li> <li>・平成22、23年度、飲酒運転根絶に向けての研修資料を新たに作成し、校内研修の充実を図っている。</li> <li>・平成22年度、飲酒運転根絶のための具体的取組実践例を作成し、具体的取組の強化を図っている。</li> <li>・平成23年度、パワーハラスメント防止に係る指針を作成し、指導の徹底を図っている。</li> </ul> </li> </ul>
36	徳島県	<p>(交通安全に係る取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全推進員の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全学校に交通安全推進員を設置し、職員の交通安全に係る校内研修の企画・実施及び交通安全意識の高揚・啓発を図った。(毎年6月に氏名報告)</li> </ul> </li> <li>交通安全推進員研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内3会場でのサテライト方式による研修会を実施(平成21年度7月、平成22年7月)</li> </ul> </li> <li>研修資料の配付による研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料「教職員の交通事故・違反の根絶のために」を全学校に配付(平成23年6月)</li> </ul> </li> </ol> <p>(セクシュアルハラスメント防止に係る取組)</p>

1 セクハラ相談員の設置  
・県内全学校にセクハラ相談員を設置し、相談体制の充実とセクシャルハラスメントの未然防止を図った。(毎年5月に氏名報告)

2 セクシュアルハラスメント防止研修会  
・コンプライアンス推進研修会と合わせて、セクシャルハラスメントの防止に関する研修会を実施(平成21年12月3日,平成22年12月7日,平成23年12月5日)

(コンプライアンス推進に係る取組)

《平成21年度》

1 教職員の不祥事防止に関する対応状況についてアンケート調査を実施(平成21年5月)

2 「コンプライアンスハンドブック」の作成および配布(平成21年6月)

3 夏のコンプライアンス推進週間の実施(平成21年7月1日～7月7日)

・「コンプライアンスハンドブック」を活用した校内研修を促進

4 コンプライアンス推進に係るアンケート調査を実施(平成21年10月27日～11月6日)

5 冬のコンプライアンス推進週間の実施(平成21年12月1日～12月7日)

・教育長と語ろう～教職員と本音でトーク～を実施(平成21年12月2日)

・コンプライアンス研修及びセクシュアルハラスメント防止研修会を実施(平成21年12月3日)

6 コンプライアンス推進に係る学校訪問ヒアリングを実施

(平成22年2月17日～19日,県立高校5校)

※全ての公立学校から「コンプライアンス推進計画書」(7月)および「報告書」(11・3月)の提出

※県立学校,市町村立小中学校,事務局・教育機関ごとにコンプライアンス推進員会議の開催(年度当初)

※県立総合教育センターで行われる,年次研修及び職種別研修に講師を派遣(4回)

※各学校,市町村教育委員会で開催されるコンプライアンス研修会に講師を派遣(4回)

《平成22年度》

1 教育長と語ろう～教職員と本音でトーク～を実施

(平成22年6月24日,7月8日,8月25日,10月20日)

2 夏のコンプライアンス推進週間の実施(平成22年7月1日～7月7日)

・コンプライアンス校内研修を促進

・コンプライアンス推進標語の募集(応募総数375点),リーフレットを配布

3 「コンプライアンスハンドブック ケース集」の作成および配布(平成22年8月)

4 コンプライアンス推進に関するアンケート調査を実施(平成22年9月21日～10月18日)

5 冬のコンプライアンス推進週間の実施(平成21年12月1日～12月7日)

・「コンプライアンスハンドブック」「コンプライアンスハンドブック ケース集」を活用した校内研修を促進,リーフレットを配布

・コンプライアンス研修及びセクシュアルハラスメント防止研修会(平成22年12月7日)

6 コンプライアンス推進に係る学校訪問ヒアリングを実施

(平成23年1月28日～2月16日,県立高校10校)

※全ての公立学校から「コンプライアンス推進計画書」(5月)および「報告書」(10・3月)の提出

※県立学校,市町村立小中学校,事務局・教育機関ごとにコンプライアンス推進員会議を開催(年度当初)

※県立総合教育センターで行われる,年次研修及び職種別研修に講師を派遣(10回)

※市町村教育委員会で開催されるコンプライアンス研修会に講師を派遣(2回)

《平成23年度》

1 夏のコンプライアンス推進週間の実施(平成23年7月1日～7月7日)

・コンプライアンス校内研修を促進

・コンプライアンス推進標語の募集(応募総数454点)

・リーフレット・セルフチェックシート・コンプライアンスカードを配布

2 教育長と語ろう～教職員と本音でトーク～を実施

(平成23年7月22日,8月17日,8月26日,11月15日)

3 「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅱ」の作成および配布(平成23年9月)

4 コンプライアンス推進に関するアンケート調査を実施(平成23年10月17日～10月28日)

5 コンプライアンス推進に係る学校訪問ヒアリングを実施

(平成23年11月22日～12月14日,県立高校6校)

6 冬のコンプライアンス推進週間の実施(平成23年12月1日～12月7日)

・「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅱ」を活用した校内研修を促進

・リーフレットを配布

・クリアスクリーンの徹底

・コンプライアンス研修及びセクシュアルハラスメント防止研修会を実施(平成23年12月5日)

※全ての公立学校から「コンプライアンス推進計画書」(5月)および「報告書」(10・3月)の提出

※県立学校,市町村立小中学校,事務局・教育機関ごとにコンプライアンス推進員会議の開催(年度当初)

※県立総合教育センターで行われる,年次研修及び職種別研修に講師を派遣(9回)

※各学校,市町村教育委員会で開催されるコンプライアンス研修会に講師を派遣(4回)

(服務規律の確保に関する通知の発出)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成21年5月28日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成21年6月29日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成21年7月6日)

・「服務規律の確保について」(平成21年7月29日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成21年12月16日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成22年3月12日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成22年4月15日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成22年6月29日)

・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成22年8月6日)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成22年12月17日)</li> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成23年2月23日)</li> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成23年6月30日)</li> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成23年8月7日)</li> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成23年12月6日)</li> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成23年12月20日)</li> <li>・「教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について」(平成24年2月4日)</li> </ul> <p>その他、「教職員が働きやすい職場環境づくり等について」、「不祥事根絶に向けた取り組みについて」、「交通安全運動月間の取組について」等を通知し、服務規律の確保に努めた。</p> <p>(その他の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村教育長会、校長会等において、服務規律確保に関する指導や協力依頼を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育行政連絡協議会(年1回)</li> <li>・管区別教育長会・管区別校長会(年3回)</li> <li>・小中学校長会役員会(各月)</li> <li>・県立学校長会(年間6回)</li> <li>・校長ヒアリング、学校訪問等における面談(随時)</li> </ul> </li> </ul>
37	香川県	<p>○服務通知の発出</p> <p>以下のとおり、服務通知を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21. 6.11「個人情報の持出し等による情報流出等の防止について」</li> <li>・H21. 6.29「教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について」</li> <li>・H21.12. 1「同上」</li> <li>・H22. 4. 5「個人情報の持出し等による情報流出等の防止について」</li> <li>・H22. 6.30「教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について」</li> <li>・H22.11.19「同上」</li> <li>・H23. 4.11「個人情報の持出し等による情報流出等の防止について」</li> <li>・H23. 7. 1「教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について」</li> <li>・H23. 8.31「教職員の綱紀の保持について」</li> <li>・H23.12. 1「教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について」</li> <li>・H24. 2.24「卒業式及び入学式における国旗及び国歌の指導について」</li> <li>・H24. 3. 1「個人情報の持出し等による情報流出等の防止について」</li> </ul> <p>○校長会での示達</p> <p>毎月1回開催される校長会において、教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について、啓発資料を提示して具体的に示達した。</p>
38	愛媛県	<p>○服務規律を厳正にし言動に留意するよう、機会あるごとに教職員を指導するとともに、通知文を出し自覚を喚起している。</p> <p>【平成21～23年度における主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・綱紀の保持及び服務規律の確保について(H21.12.4・H22.12.3・H23.12.1付け関係所属長ほか宛て副教育長通知(市町等教育長宛て参考通知))</li> <li>・個人情報漏えい防止対策の徹底について(H22.4.12付け市町等教育長宛て義務教育課長通知)</li> <li>・個人情報漏えい防止対策の徹底について(H22.7.16付け市町等教育長・県立学校長宛て教育長通知)</li> </ul> <p>※インターネットへの個人情報流出、個人情報が入ったUSBメモリの紛失などの案件が後を絶たないため、情報機器等の適切な取扱いを周知徹底するとともに、当該案件に係る管理職、当事者の処分の量定をより厳しくすることとした。</p> <p>○強い使命感と高い倫理観が求められる教職員の自覚を促すため、教職員としての職責や心構えをセルフチェックできる「不祥事防止のためのチェックリスト」を作成し、全教職員に配布した。</p> <p>【平成21～23年度における主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による不祥事の根絶に向けて(H22.11.30付け市町等教育長・県立学校長宛て教育長通知)</li> </ul> <p>※教職員一人一人がその職責や心構えをチェックし、自分自身を振り返ることができるよう「不祥事防止のためのチェックリスト」を添付。</p> <p>○教職員の綱紀粛正についての一方的な指導だけでなく、小グループの分科会を設け、教職員の不祥事に関する課題と対応について、各学校の取組を交換する研修会を実施。</p> <p>【平成21～23年度における主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中予教育事務所管内で逮捕事案が2件発生したことを受け、平成22年12月3日に管内市町教育委員会教育長及び校長による緊急の研修会を開催。当研修会の話し合いをもとに、各学校で臨時の職員会を開催、周知徹底を図った。</li> </ul> <p>○教職員の交通事故・違反の防止について、市町の教育長や校長会・教頭会での指導、各所属長へ通知。また、各学校に設置している交通安全推進協議会の活動等により、機会あるごとに注意喚起を行った。</p> <p>【平成21～23年度における主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の防止について(H21.4.24・H22.4.22・H23.4.22付け関係所属長等宛て副教育長通知(市町等教育長宛て参考通知))の発出</li> <li>・交通法規の遵守の徹底について(H23.10.5付け関係所属長等宛て教育総務課長通知)の発出</li> </ul> <p>○諸手当の不正受給防止のため、全教職員に対する手当の確認調査を実施。また、認識不足等により住居手当や扶養手当等の不適正な受給が数件起こったことから、副教育長通知を出すとともに、事務担当者を集め周知徹底を図った。</p> <p>【平成21～23年度における主な取組】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養手当被扶養者調査(被扶養者収入確認)の実施:21年7月・11月、22年7月・11月、23年7月・11月</li> <li>・諸手当確認調査(扶養・住居・通勤手当受給者実態把握及び認定要件確認)の実施:23年7月</li> <li>・扶養手当等の不適正な受給防止等について(H23.5.31付け関係所属長ほか宛て副教育長通知(市町等教育長宛て教育長通知)の発出</li> </ul> <p>○県立学校の私費会計等の取扱については、取扱要綱を制定、通知し、私費会計の適切な事務処理と、それに従事する教職員の服務取扱いの適正化について徹底を図った。</p> <p>【平成21～23年度における主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県県立学校私費会計等取扱要綱の制定等について(H23.3.22付け県立学校長宛て教育長通知)</li> </ul> <p>○体罰の防止については、毎年開かれる校長研究協議会や、生徒指導連絡協議会等の研修会を通して、繰り返し注意喚起を行い、教師一人一人の指導力を高めるとともに、体罰を絶対に許さない学校づくりに努めている。</p>
39	高知県	<p>【21年度】</p> <p>平成21年8月 冊子 信頼される学校づくりのために(不祥事防止にむけて)＜改訂版＞を作成。</p> <p>各公立学校全教職員に配布。 全公立小・中・高・特別支援学校での校内研修の実施。 校内研修支援等の実施(県立学校2校)。</p> <p>【22年度】</p> <p>平成22年度末 県立学校で管理する公費以外の会計について、事務処理の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、その取扱いにかかる学校徴収金等会計事務取扱要綱を制定。平成23年4月1日から施行。</p> <p>毎年度 服務通知の発出 「教職員の服務について」年度当初における教育長通知。 「年末年始を迎えるに当たって」年末に教育長通知。 不祥事発生時における通知。(適宜)</p> <p>【平成23年度の主な取組】</p> <p>(小中学校) 教職員の服務規律の徹底についての通知文書を4回(4月19日、6月20日、7月13日、11月17日)酒気帯び運転の根絶についての通知文書を1回(6月2日)、各市町村(学校組合)教育長あてに送付し、服務規律の確保に向けての対策を行った。</p> <p>(高等学校) H23.12.7 不祥事が発生した県立学校に出向き、教職員に対し再発防止のための研修会を実施 H24.2.16 県立学校副校長・教頭研修会において、学校経営計画の作成、校内研修の実施により、教職員のベクトルを合わせ、不祥事の防止に繋げることを指示</p>
40	福岡県	<p>【全般的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事防止に関する通知の発出</li> <li>平成21年6月及び12月 綱紀の厳正な保持について</li> <li>平成21年7月及び平成22年1月 個人情報の厳重な管理徹底について</li> <li>平成21年9月 職員の飲酒運転の撲滅について</li> <li>平成22年1月 職場のアルコール対策について</li> <li>平成22年5月 飲酒運転の再発防止について</li> <li>平成22年6月及び12月 綱紀の厳正な保持について</li> <li>平成23年6月及び12月 綱紀の厳正な保持について</li> <li>平成23年6月 職場のアルコール対策について</li> <li>平成23年10月 飲酒運転の再発防止について</li> <li>平成24年2月 飲酒運転撲滅に向けた取組の徹底について</li> <li>平成24年3月 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行に伴う飲酒運転撲滅対策の取組について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事防止に関するメールマガジンの発出</li> <li>・校長会における人事管理主事による指導・助言(平成21年4月、平成22年4月、平成23年4月)</li> <li>・定期学校視察における人事管理主事による管理職への指導・助言</li> <li>・市町村教育委員会教育長会における所管の学校長への指導依頼</li> <li>・人事評価制度の一環としての校長による全職員ヒアリング時の指導・助言</li> <li>・地区別県立学校長会における人事管理主事による指導・助言</li> <li>・教職員の不祥事防止に係る緊急対策会議の開催(平成22年7月)</li> </ul> <p>【体罰防止の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案当該校における校内研修</li> </ul> <p>【個人情報の適正な管理の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護などの徹底管理に向けた職場研修会、職場討議の実施</li> <li>・県立学校長会本部における教職員課長による指導・助言</li> </ul> <p>【飲酒運転防止の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒運転撲滅に係る職員の家族へ向けたメッセージ、ステッカーの配布</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒運転撲滅に係る自己診断票、アルコール依存に係る自己診断票の配布</li> <li>・所属長による全所属職員への個別面談</li> <li>・各所属の取組事項の討議と執務室への掲示</li> </ul>
4.1	佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務規律通知(毎年、長期休業前に発出)</li> <li>・ 懲戒処分が発生した場合の綱紀肅正通知(随時)</li> <li>・ 校長会、学校訪問での服務規律保持についての呼びかけ(毎年、随時)</li> </ul> </li> <li>○ 飲酒運転防止への取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校において研修を実施(毎年、随時)</li> </ul> </li> <li>○ わいせつ行為防止への取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校においてセクハラ防止研修を実施(毎年)</li> </ul> </li> </ul>
4.2	長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「長崎県教育委員会服務規律強化月間」の実施(各年度3回、各1か月)</li> <li>○県立全公立学校教員に対し「不祥事防止のための緊急メッセージ」の配布(平成22年4月、9月)</li> <li>○「自己を見つめなおし職場の連帯感を高める月間」の実施(平成22年11月)</li> <li>○「長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部」の設置(平成22年12月)</li> <li>○「長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策専門家会議」の設置(平成23年1月)</li> <li>○教職員の懲戒処分の公表基準の改正(平成23年3月)</li> <li>○県立学校の「服務規律委員会」担当者研修会の開催(平成23年5月、24年6月)</li> <li>○『学校教育への信頼を高めるために - 教職員のためのコンプライアンスハンドブック』の作成</li> <li>・県内全教職員に配布(平成23年10月)</li> </ul>
4.3	熊本県	<p>1 熊本県教委から通知文の発出</p> <p>平成21年度 5回 平成22年度 7回 平成23年度 2回</p> <p>2 研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育事務所長会議及び県立学校長会等での指導</li> <li>○ 新任校長研修会(5月)、新任教頭研修会(5月)、管理職対象人事管理研修会(9~11月)</li> <li>○ 不祥事関連研修の実施及び公務員倫理等に関する研修の設定</li> <li>・県立教育センターでの教職員研修における公務員倫理等研修の実施等</li> </ul> <p>3 「懲戒処分の指針」の一部改正(平成21年6月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公金や公的な品の扱いに関わる処分を厳罰化し、パワー・ハラスメント行為も対象とした。</li> </ul> <p>4「不祥事防止対策プロジェクトチーム」の取組</p> <p>〈平成21年11月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「不祥事防止対策プロジェクトチーム」立ち上げ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医、臨床心理士、犯罪心理学の専門家、現場の教職員から個別に意見等を聞き、その防止対策を検討した。</li> </ul> </li> </ul> <p>〈平成22年3月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「不祥事防止対策プロジェクトチーム」報告書作成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書内の不祥事事例研修テキストを活用した職員研修を各学校に依頼し、研修の報告書を提出させた。</li> </ul> </li> </ul> <p>〈平成22年4月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育政策課内に「特命プロジェクトチーム」を設置。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等の負担感軽減、教職員等の不祥事防止、その他教職員等の人材育成に関すること等について検討を重ねた。</li> <li>・各校で具体的かつ主体的な取り組みを推進する「全校プロジェクト」の実施</li> <li>・県内全公立学校がボトムアップ(自ら取組内容を設定)で不祥事根絶を目指す取組</li> <li>・市町村教育委員会及び学校訪問による不祥事防止の取組状況確認と指導の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>〈平成23年4月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校で具体的かつ主体的な取り組みを推進する「全校プロジェクト」の実施</li> <li>・市町村教育委員会及び学校訪問による不祥事防止の取組状況確認と指導の推進</li> </ul>
4.4	大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度はじめと各学期末の計4回に、各学校で服務規律研修を実施。その内容や状況等を県教委に報告している。</li> <li>・重大な非違行為が行われた後は、その案件について臨時的研修を実施する。</li> <li>・年度はじめ及び長期休業日前には、通知文をだし、注意喚起に努める。</li> </ul>
4.5	宮崎県	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8月 「教職員の服務規律の遵守等」に係る緊急の教育長通知を発出。</li> <li>○8~9月 服務規律の遵守等に関する緊急校長会(県立)を開催</li> <li>○10月 体罰防止のための冊子「体罰ゼロの学校づくり」を作成し、各学校に配付。</li> <li>○10月 県立学校の校長を対象に、セクシュアル・ハラスメント研修を実施。</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○4~11月(5回) 市町村教育長会議や校長会等において、教職員の倫理意識保持、体罰根絶、交通法令遵守等について指導の徹底を依頼。</li> <li>○9月、11月 「教職員の綱紀及び服務規律の遵守」に係る緊急の教育長通知を発出。</li> <li>○10月 県立学校の事務長を対象に、セクシュアル・ハラスメント研修を実施。</li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○6~3月(5回)</li> </ul>

		<p>「教職員の綱紀及び服務規律の遵守」に係る緊急の教育長通知を発出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○5月 「懲戒処分等の公表基準」を一部改正し、懲戒免職処分に係る氏名・学校名の公表を拡大</li> <li>○6月 不祥事等に関する具体的な事例や改善策を示した手引書「服務規律等マニュアル」(平成20年7月作成)を改訂し、各学校に配付。</li> <li>○9月 「秋の全国交通安全運動週間」にあわせて、各学校で交通事故・違反防止の具体的取組を実施</li> <li>○10月 県立学校のセクハラ相談員等(管理職を除く)を対象に、セクシュアル・ハラスメント研修を実施</li> <li>○3月 新規採用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用時における「服務誓約書」の提出(平成24年4月採用時から実施)</li> </ul>
46	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種研修会(教育長会、校長会、教頭会、事務長会)において指導を行っている。</li> <li>・ 年度当初に各市町村教育委員会教育長及び各県立学校長に対して通知「学校職員の服務規律の厳正確保と校務処理の改善等について」を発出することにより、飲酒運転、交通事故、体罰、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント、わいせつ行為、会計事務の適正化、個人情報等の厳正な管理等について指導を行うとともに、指導状況調査を実施している。</li> <li>・ 本県懲戒処分の公表基準(平成13年8月10日制定)を、平成23年3月8日付けで改正し、懲戒免職処分を行った場合は、原則として被処分者の氏名を公表することとした。</li> <li>・ 本県学校職員の懲戒処分の指針(平成19年3月22日制定)を、平成24年3月9日付けで改正し、特に個人の秘密情報の紛失等について更に厳格に取り扱うこととするとともに、職務懈怠に係る規定を新設した。</li> <li>・ 服務指導に係る個人ファイル(各教職員が校長から服務規律に係る指導を受けた際にその内容を記録したり、新聞の切り抜き資料を累積したりするためのファイル)の整備を推進している。</li> </ul>
47	沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年度より「服務規律と綱紀肅正に係る年2回の校内研修」を実施</li> <li>2 各学校において不祥事防止のための方策を考案、実践し、教職員の自主的な意識改革を図るよう通知した。(H23.7.20付) (具体的な取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>①勤務日の前日における飲酒を伴う会合の自粛</li> <li>②アルコールチェッカー所持の確認</li> <li>③綱紀肅正宣言書の作成及び掲示</li> <li>④不祥事を起こさないための誓約書の携帯</li> </ol> </li> <li>3 庁内に不祥事防止委員会を立ち上げ、これまでの取組みを検証したうえで、新たな対応を決定した。(H23.11.25付) (具体的な取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>①不祥事事例及び自己点検チェックシートの作成、活用</li> <li>②コンプライアンス向上月間の設定及びコンプライアンスリーダーによる職場内研修の実施(4月,8月,12月)</li> <li>③職場関係での飲酒を伴う会合における注意喚起</li> <li>④臨時的任用職員に対する校内服務規律研修の実施</li> </ol> </li> </ol>
48	札幌市	<p>平成24年1月11日付文書で各学校等に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大な信用失墜行為にあたる事故の処分時において事後報告書を提出させることとした。</li> <li>○ 不祥事防止のためのリーフレットを作成し、職場内外における不祥事の防止に向けた注意喚起を図った。</li> </ul> <p>平成23年8月2日付文書で各学校等に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市職員の重大な犯罪行為の再発防止に向けた改善策の一環として、市民の方がより通報しやすい仕組みを整えた。</li> </ul>
49	仙台市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教員経験年数21年次と26年次の教員に対して、各年度とも5月と6月にスクールコンプライアンス研修会を実施した。</li> <li>2 新任校長・教頭・教務主任・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校用務職員に対して、各年度とも4月に服務に関する研修会を実施した。</li> <li>3 平成21年4月に、校長対象に危機管理研修会を開催した。</li> <li>4 平成21年5月に、校長対象に服務規律に関する研修会を開催した。</li> <li>5 平成21年11月に、公務員倫理監督者研修会の開催をした。</li> <li>6 平成22年5月に、前年度の定期公表での懲戒処分が急増したために臨時校長会を開催し、服務規律の確保について緊急指示を行った。</li> </ol>
50	さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長や教頭対象の学校管理研修会や研究協議会を開催して指導している。</li> <li>・ 学校管理訪問を通して、諸簿簿・施設等など管理面からの具体的な指導や改善を行っている。</li> <li>・ 他課や教育研究所主催の研修会等で、管理主事が講師として服務規律の確保を指導している。</li> <li>・ 教職員事故の発生時には、具体的な調査や通知を通して、具体的な指導を行っている</li> <li>・ 学校事故の未然防止、回避又は軽減のため、「事故防止のための管理職チェックリスト」を作成した。</li> <li>・ 事故の種類別のチェックリストや過去の通知、緊急時の事故対応(例)、各指針やガイドライン(電子データ)の掲載場所紹介など、各学校で活用できるように冊子にし、具体的な指導をしている。</li> </ul>
51	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校訪問での教職員全員に対する指導(年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務管理の徹底について教職員課主幹の講話</li> </ul> </li> <li>○ 校長会、教頭会等で服務遵守について指導(年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例を基に教職員課長の講話</li> </ul> </li> <li>○ 管理職研修における講座の設定(6月) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育部長講演</li> <li>・ 教職員課長講話</li> </ul> </li> <li>・ グループワークによる協議</li> </ul>

		<p>○「21世紀の子供を育てる教職員（サービスを律し、信頼に応える）」を学校に配布し校内研修の資料として活用する。</p> <p>○網紀の保持についての通知を发出（年度当初及び必要に応じて）</p>
52	川崎市	<p>○ 服務規律の確保、公務員倫理の確立を図るため、適宜、各学校長あて通知している。</p> <p>○ 各校長会長と教育委員会事務局関係部課長で構成する「川崎市立学校教職員不祥事防止委員会」を年4回開催し、不祥事防止に向けた対策の協議や情報の共有化を図っている。</p> <p>○ 上記委員会の「会報」を年2回作成し、全校へ配布し全職員へ周知徹底するよう努めている。</p> <p>○ 校種別校長会や合同校長会など機会あるごとに、職員への注意喚起を促している。</p> <p>○ 教員の経験年数別に開催している研修会や、職種別研修会等で、服務について研修する機会を設けている。</p>
53	横浜市	<p>1 各学校において、不祥事防止研修実施の義務付け（平成15年8月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各学校長は、不祥事防止に関する校内研修を実施し、全教職員に対して不祥事防止へ向けて指導の徹底を図ることとし、毎年、研修結果を教育委員会へ報告する。</li> </ul> <p>2 不祥事防止メールの送付（平成21年度～平成22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校における不祥事防止研修に役立てるように、月1回程度の頻度で、不祥事防止メールを送付。</li> </ul> <p>3 不祥事防止ハンドブック及び不祥事防止ハンドブックに伴う研修資料の作成（平成22年11月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不祥事防止に向けた取り組みの一貫として、各学校における研修のより一層の充実を図るため、「横浜市教職員不祥事防止ハンドブック」を作成し、学校に配付。</li> <li>●不祥事防止ハンドブックに伴う研修資料を改訂し、全教職員に配布。</li> </ul> <p>4 懲戒処分標準例の改訂及び懲戒処分に関する指針を策定（平成23年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報の取扱、わいせつ行為等及び準公金の取扱にかかる改訂と、「横浜市立学校教育公務員の懲戒処分に関する指針」を策定し、全校長を対象に説明会を実施。</li> </ul>
54	相模原市	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>○不祥事防止（H21.5.15）</li> <li>○教職員の網紀の保持〈わいせつ防止〉（H21.8.3）</li> <li>○教職員の選挙運動禁止等について（H21.8.28）</li> <li>○不祥事防止（H21.12.14）</li> <li>○教職員の網紀の保持（H21.12.22）</li> <li>○服務・規律について（H22.1.14）</li> </ul> </li> <li>・研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>○新任校長研修〔服務関係の演習〕（H21.4.13）、〔不祥事防止〕（H21.5.1）</li> <li>○新任校長研修〔服務関係の演習〕（H21.4.16）、〔不祥事防止〕（H21.5.7）</li> </ul> </li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>○懲戒処分の指針・日常点検チェックリスト（H22.4.1）</li> <li>○教職員の選挙運動禁止等について（H22.6.7）</li> <li>○私費の管理について（H22.7.6）</li> <li>○教職員の網紀の保持〈わいせつ行為・セクハラ防止〉（H22.8.5）</li> <li>○情報管理・わいせつ行為防止について（H22.11.25）</li> <li>○服務規定の厳守（H22.12.1）</li> <li>○年末年始にかけての網紀の保持（H22.12.14）</li> <li>○教職員の選挙運動禁止等について（H23.2.25）</li> </ul> </li> <li>・研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>○新任校長研修〔不祥事防止〕（H22.4.12）、〔服務関係の演習〕（H22.5.11）</li> <li>○新任校長研修〔服務関係の演習〕（H22.4.12）、〔不祥事防止〕（H22.5.19 H22.8.17）</li> </ul> </li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の網紀の保持〈体罰防止〉（H23.7.1）</li> <li>○教職員の網紀の保持〈わいせつ行為防止〉（H23.9.26）</li> <li>○教職員の網紀の保持〈信用失墜行為の禁止〉（H23.11.10）</li> <li>○不祥事防止（H24.3.29）</li> </ul> </li> <li>・研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>○新任校長研修〔服務関係の演習〕（H24.5.9）、〔不祥事防止〕（H24.4.9）</li> <li>○新任校長研修〔服務関係の演習〕（H24.4.12 H24.7.4）、〔不祥事防止〕（H24.5.18）</li> </ul> </li> </ul>
55	新潟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間3回、長期休業前に、通知と「教職員の網紀の保持及び服務規律の確保のための指針」を出し、非違行為の防止を呼び掛けた。</li> <li>・毎月、校長会や教頭会等において、事故報告をもとに非違行為防止について指導を行った。</li> <li>・懲戒処分を行った事案については、各学校に通知し、注意喚起を促した。</li> </ul>
56	静岡市	<p>【21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長及び教頭を対象とした管理職研修の機会に、信用失墜行為の根絶に向けての指導を欠かさず行った。</li> <li>・教職員課学校訪問の機会に、個々の教職員の状況を把握し、信用失墜行為の根絶に向けた校内体制の確立について指導した。</li> <li>・飲酒運転防止のための交通安全促進会の実施と報告書の提出を年3回、これまでどおり継続して行った。</li> </ul> <p>【22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度の取組を継続実施するとともに、各所属長による個人面談や倫理観向上に向けた研修を実施し、その報告書の提出を求めた。</li> <li>・静岡市教職員倫理向上委員会設置準備会を実施した。</li> </ul> <p>【23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市教職員倫理向上委員会を設置し、年3回開催し、倫理観向上に向けての具体的な取組や</li> </ul>

		<p>方策について、各校(園)に提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各所属長による職員の個人面談や倫理観向上に向けての研修の充実を図った。</li> <li>教育センターが主催する経年研修において、倫理観を高めるための内容を取り入れて実施した。</li> </ul>
57	浜松市	<p>&lt;平成21～23年度 共通&gt;</p> <p>4月1日 新規採用教職員研修会 (4月2日)教育公務員としての自覚と使命感、新任教員の心得について講話</p> <p>4月上旬 教育委員会主催 校長・園長会 勤務サービスの厳正管理、綱紀の肅正について教職員課長から指導</p> <p>5月上旬 教職員倫理研修会 ～中旬 教職員課副参事による教職員の倫理と不祥事根絶について講話</p> <p>5月中旬 新任評価者研修会 人事評価制度における評価面談の活用と綱紀の肅正について指導</p> <p>5月下旬 新任校長研修会 教職員の倫理と不祥事根絶について講話</p> <p>5月～11月 教職員課人事担当学校訪問 市内小中学校 152校2分校の各校を教職員課人事担当が訪問し、当該校における不祥事根絶に対する取組の確認と所属職員に対する不祥事根絶に係る講話</p> <p>6月下旬 夏期休業中の教職員の服務について(通知)</p> <p>10月上旬 新任教頭研修会 教職員の倫理と不祥事根絶について講話</p> <p>12月上旬 冬季休業中の教職員の服務について(通知)</p>
58	名古屋市	<p>平成22年度には、不祥事防止のため教職員の服務規律についての意識向上を図るため、「教職員服務の手引きー誇りを胸にー」を作成し、各学校に配布した。</p> <p>教育委員会は、服務確保の規律について定期的に各学校に事例をあげて職員の意識を高めるよう指導している。</p> <p>また、懲戒処分等があった場合にも、再発防止のため、各校長に対して職員の意識を高めるよう指導している。</p>
59	京都市	<p>○日頃の管理職からの指導に加え、長期休業期間(夏休み・冬休み)前に全校を対象に通知(「厳正な職務遂行等について」)を行い、その中で公務員倫理の喚起及び厳正な服務規律の徹底を呼びかけている。</p> <p>○校園長会や新任管理職研修などの各種研修において、服務規律及び体罰の禁止について徹底を図っている。新規採用者においても、服務について辞令式後に研修を実施している。とりわけ、セクハラに関しては、平成19年度に作成したスクール・セクハラ防止のためのマニュアル「スクール・セクハラ防止に向けて」を活用しながら、服務規律の徹底を図っている。</p> <p>○平成19年度から、毎年度2回、所属長による教職員ヒアリングを実施し、業務上の課題や人間関係、家庭生活上の悩み等を聴き、適切な指導、アドバイスをを行っている。その中で、服務についての相談も受け、服務規律の徹底を図っている。</p> <p>○教職員の政治活動については、教育における政治的中立を図るべく、機会あるごとに注意を促し、違法行為のないよう指導している。</p>
60	大阪市	<p>処分公表時 校園長に懲戒処分事案の事案概要や処分内容の通知</p> <p>職種別研修時 都度、コンプライアンスについての研修実施</p> <p>条例、指針等改定時 都度、通知</p> <p>選挙告示、公示時 各選挙における教職員の綱紀保持についての周知徹底</p> <p>【21年度】</p> <p>H21.7.9 夏季期間における教職員の綱紀保持についての周知徹底</p> <p>H21.10.26 教職員服務研修会実施</p> <p>H21.12 冬季服務通達(飲酒運転根絶)</p> <p>【22年度】</p> <p>H22.4～ H22年度中に全校園について服務監察実施 新規採用者に教職員服務ハンドブック配付</p> <p>H22.7.9 夏季期間における教職員の綱紀保持についての周知徹底</p> <p>H22.7 教職員服務倫理規範を作成し配布 教職員服務監督指導要領を作成し校園長に配布</p> <p>H22.7 校園長に対し、コンプライアンス研修実施</p> <p>H22.10～ 地公法による懲戒処分(免職を除く)を受けた教職員に対し、再発防止研修の実施</p> <p>H22.12.15 冬季服務通達(個人情報)</p> <p>H22.12 分限処分に関する指針を作成し校園長に配布</p> <p>【23年度】</p> <p>H23.4～ 服務監察実施(年間50校園) 新規採用者に教職員服務ハンドブック等配付</p> <p>H23.7.12 夏季期間における教職員の綱紀保持についての周知徹底</p> <p>H23.7 校園長に対し、コンプライアンス研修実施</p> <p>H23.12.14 冬季服務通達(セクハラ防止)</p>
61	堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業前に、「教職員の綱紀の保持について」(通達)を各校園に送付し、服務規律について徹底を図っている。</li> <li>懲戒処分の発生時には、「職員の服務規律の徹底について」(通知)を各校園に送付すると同時に、臨時の全市校園長会を開催し、事案の説明と各校園での服務規律の徹底を図っている。</li> <li>教職員一人ひとりの意識を高めるために、「あなたとあなたの職場は大丈夫ですか?」というメッセージを掲げ、平成20年9月に「コンプライアンス・マニュアル」を全教職員に配布した。平成21～23年度においても、初任者・転任者に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、研修を実施して活用している。</li> <li>初任者研修、管理職研修(新任管理職研修、校園長研修等)において、服務規律や法令遵守の徹底、危機管理意識の向上を図るための研修を実施している。</li> </ul>
62	神戸市	<p>【21年度】</p> <p>平成21年 6月26日付 教職員の服務規律の徹底について(通知)</p>

		<p>平成22年 3月24日付 酒気帯び運転をした場合の『懲戒処分の指針の運用方針』の改定  【22年度】  平成22年12月24日付 綱紀肅正及び服務規律の確保について(通知)  平成23年 2月10日付 懲戒処分公表基準の改訂(刑事事件や飲酒運転による交通事故等、社会的影響が大きい場合の学校名、氏名の公表)  平成23年 2月28日付 教職員の服務規律の徹底について(通知)  【23年度】  平成23年 4月 6日付 服務規律の確保について(通知)  平成23年12月 1日付 懲戒処分公表基準の改訂(体罰に係る処分の学校名、原則公表)  平成23年12月12日付 職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底について(依命通達)  平成23年12月19日付 臨時全市校園長会「教職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底について(緊急通達)及び各校服務研修実施、報告依頼」  平成24年 3月26日付 教職員の服務規律の徹底(通知)「教育公務員に適用する懲戒処分の指針改定」について所属への周知徹底</p>
63	岡山市	<p>○啓発文書等により不祥事防止の啓発を行う。  【21年度】  H21.5.1 臨時校園長会で、市内全校園長に対し不祥事防止の話をした。  H21.10.21 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。  H21.11.24 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。  H21.12.21 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。  【22年度】  H22.5.27 研修資料「学校園における個人情報の取扱」を全学校園へ送付した。  【23年度】  H23.10.24 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。  H23.11.21 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。  H24.1.10 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。  H24.3.21 市内全学校園に対し不祥事防止啓發文書配付した。</p> <p>○毎年度、校園長会にて口頭で不祥事防止の啓発を行った。  ○平成23年度に管理職、学校事務職員を対象に「適正な会計処理を行うための研修」を実施した。  ○採用前研修、初任者研修、10年経験者研修、20年経験者研修、新任教務主任研修または臨時職員の研修会において、経験年数等を踏まえた服務についての研修を実施した。</p>
64	広島市	<p>平成23年3月に校内研修用資料「教職員の服務規律確保のために」を改訂し、全教職員に配布した。  毎年度、各学校に服務規律の確保のための研修計画と実施報告の提出を求め、年間を通して計画的に実施するよう指導している。</p>
65	北九州市	<p>平成21～23年度においては、平成19年度に策定した「北九州市不祥事防止マニュアル」に基づき、不祥事の防止の徹底に努めている。  また、全管理職に対し、機会がある毎に不祥事撲滅への呼びかけを継続的に実施している。</p>
66	福岡市	<p>・綱紀の肅正について毎年定期的に通知したほか(7月及び12月)、不祥事が発生した時などに、職員の服務規律の確保について各学校(園)に通知し、その都度、各学校(園)で指導の徹底を図った。  なお、平成24年2月に、飲酒運転の不祥事が再度起こったことを受け、飲酒運転及び不祥事防止に係る取り組みの徹底を図るために、「お酒の飲み方チェックリスト(AUDIT)」を実施することで、飲酒に伴うリスクを把握し、職員の指導及び職場運営の参考とするよう、同月に各学校(園)に通知を行った。  ・各学校(園)長を対象に服務・倫理特別研修を実施するとともに(毎年4月)、各学校(園)にて具体的事例によるグループ討議を柱とした服務・倫理職場研修を実施した(毎年7～8月の夏季休業中)。  ・平成21年11月に「体罰によらない教育のために」(リーフレット及び研修・資料編)を作成、全教職員にリーフレットを配布したほか、研修・資料編を用いた研修を全学校にて実施した。  ・特に平成22年度は、部活動指導中の体罰や飲酒など服務規律違反が目立ったことから、部活動の適正な指導について各学校に通知し、校長園長連絡会等でも指導の徹底を図ったほか、運動部活動顧問会においても、部活動指導における体罰や飲酒について指導を行った。  ・平成22年4月には、平成20年度に引き続き、「体罰」の処分基準の見直しを再度行い児童・生徒に対する教育上の懲戒の必要性が低い事案については、より厳しい処分とした。  ・教職員の交通事故及び速度超過についての事故報告件数が多いことから、平成23年5・12月に各学校(園)に通知し、公私を問わない交通法規の遵守、市民の模倣となるマナー運転の心掛けをするよう、指導の徹底を図った。</p>
67	熊本市	<p>各種研修会・会議等(初任者・経年・臨採・校長会)の機会に公務員倫理及び服務について枠を設け、指導を行う。  不祥事が起こった場合、校長・園長を対象に教育長及び所管課長から訓示指導を行い教職員へ指導。  【21年度】  21/7 管理職人事管理研修会における協議題等において不祥事防止に関する学校の取組について提出依頼  21/8 人権教育セミナー及びセクハラ防止研修会において、市の現状と「スクール・セクシャルハラスメント起きたときの相談・対応を考える」と題し講和を実施し、復講報告書を提出。  22/3 新年度における不祥事防止に向けた校内研修依頼 報告書提出  【22年度】  23/3 3月校長・園長会において「コンプライアンスと公務員倫理研修」講演  【23年度】  23/4 校長・園長会において不祥事について教育長訓示、所管課長より指導後、班別研修を実施。  23/5 各学校・園での教職員の不祥事防止に向けた取組み内容について報告依頼。  23/8 人権教育セミナーにおいて、スクールセクハラ講演会及び不祥事防止について研修</p>

